

入間市緑の基本計画改定版（原案）に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方

入間市では、平成30年12月21日（金）から平成31年1月21日（月）までの期間で「入間市緑の基本計画改定版（原案）」に関して「パブリックコメント」を実施しました。その結果、1人の方から2件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
1	第2章 6.緑地の制度別方針 (3)特別緑地保全地区の指定方針 64ページ 第3章 2.施策の展開 基本方針1 73ページ 基本方針2 76ページ 基本方針3 82ページ 90ページ	<p>不老川沿いの自然は、入間市のエコロジカルネットワークの観点から非常に重要な意味を持っている。特に大森調節池は、豊富な湧水が作り上げた貴重なビオトープである。</p> <p>過去様々な貴重な動植物の生息が確認されている。現在、池の拡張工事が行われていて、そこに棲む貴重な動植物の行く末が大変心配である。慎重な経過観測が必要とされるゆえんである。</p> <p>また、その周辺地域の自然は、入間インターチェンジの開通と三井アウトレットパークの立地開業によって急速に開発・破壊されてきた。</p> <p>そうした中で、せめて不老川の河岸段丘の樹林地は、特別緑地保全地区に指定するなどして守るべきである。大森調節池と河岸段丘の一体的な保全が実現すれば、狭山丘陵と加治丘陵をつなぐ生きものの移動経路として、入間市の自然の豊かさの向上に大きく貢献するものと思う。</p> <p>緑の基本計画では以上のことを明記してほしい。</p>	<p>不老川沿いの段丘崖斜面林は、生き物の生息・生育の場や帯状に連なっていることから移動経路となる重要な緑地として捉え、64ページ「特別緑地保全地区の指定方針」と82ページ「施策18 斜面林の保全の推進」のなかで、特別緑地保全地区への指定などにより保全を検討すると記述しています。</p> <p>また、48ページ「緑の将来像図」と59ページ「総合的な緑地の配置図」においても、不老川とその周辺の樹林地を緑のネットワーク形成の軸として位置付けています。</p> <p>したがって、既に記述していることから変更はいたしません。</p>

2	<p>第3章 2. 施策の展開 基本方針1 70ページ 「加治丘陵さとやま計画」のコラム</p>	<p>加治丘陵さとやま計画の基本理念を見て驚いた。 「自然保護と経済の調和」なる文言は、かつての公害対策基本法で使われた悪名高い「経済調和条項」と同じではないか。これから人口減少社会を迎えて、最も大事にしなければならない「自然を守る、保全する」という考え方をゆがめる言葉だと思う。 また、「自然保護につながる自然活用を推進する」という表記が見られるが、「自然保護につながる」具体的な方策を示さないままに、自然活用といい、経済との調和をいうのは、そもそも緑の基本計画の理念にそぐわない。49ページに書かれている「緑の骨格となる優れた加治丘陵や狭山丘陵の緑を次世代に引き継ぐために、良好な状態での維持保全に努める」との基本方針に反する考えであり、削除すべきである。</p>	<p>「加治丘陵さとやま計画」は、加治丘陵の優れた自然環境や多様な野生生物の保護・保全を基本条件に、調和の取れた市民生活への活用計画の方向を示した、平成10年に策定された保全・活用計画です。 ここでの「自然保護と経済の調和」とは、経済発展を優先し自然環境や生活環境の破壊を拡大させることなく、農業・林業等の生産活動や観光の場などとして自然資源を持続可能な範囲で活用することで存在価値を高め、加治丘陵の優れた自然環境を未来へ引き継いで行こうとするものです。 また、計画区域を5つの区域に区分し、それぞれの区域特性に応じた保全・活用方針を定め、人と自然とのつながりを取り戻すことで野生生物の保護・保全を実現することを目指しています。 したがって、記述の削除はいたしません。</p>
---	--	--	--